

須賀川市泉田地区農山漁村再生可能エネルギー法基本計画

令和3年10月15日 策定

福島県 須賀川市

目 次

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進 による農山漁村の活性化に関する方針	1
2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	1
3 2の区域において整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び 規模	2
4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ 総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項	2
5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展 に資する取組に関する事項	3
6 自然環境の保全と調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の 発電の促進に際し配慮すべき事項	3
7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進 による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価	4
8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可 能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	4
9 農林地所有権移転等促進事業に関する事業	4
10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電 の促進に関する事項	5

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、福島県のほぼ中央に位置し、市域は東西 37.9 km、南北 16.5 km と東西に長く、中心部にある市街地は南北に馬の背のように伸びた丘陵地に広がっている。

西に奥羽山脈、東に阿武隈高地の山並みを望み、釈迦堂川など東西の山々から多くの河川が合流した阿武隈川が市の中央部を南から北へ流れるなど、緑豊かな自然環境に恵まれたまちであり、総面積 27,943 m²のうち山林が約 35.8%、田・畑が約 31.4%と多くを占めている。

市ではこれまで、農産物の生産性と農業所得の向上を図るため、恵まれた自然環境や域特性を生かし、水稻、野菜、果樹などを基幹農産物として、自然環境の保全、良好な景観の形成を図りながら、持続可能な農業の確立を目標に諸施策を講じてきたが、近年、農業、農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加、農産物の輸入自由化、農産物価格の低迷など著しく変化してきている。

また、林業を取りまく情勢においても、社会経済情勢の変化に伴う林業従事者の減少による森林の管理不足や、木材需要及び価格の低迷による林業生産意欲の低下など厳しい環境にある。

一方、再生可能エネルギーに係る技術の進歩はめざましく、その技術を有効活用することにより、関連産業の活性化や地元雇用の創出等、地域経済に対する広範な波及効果が期待できる。

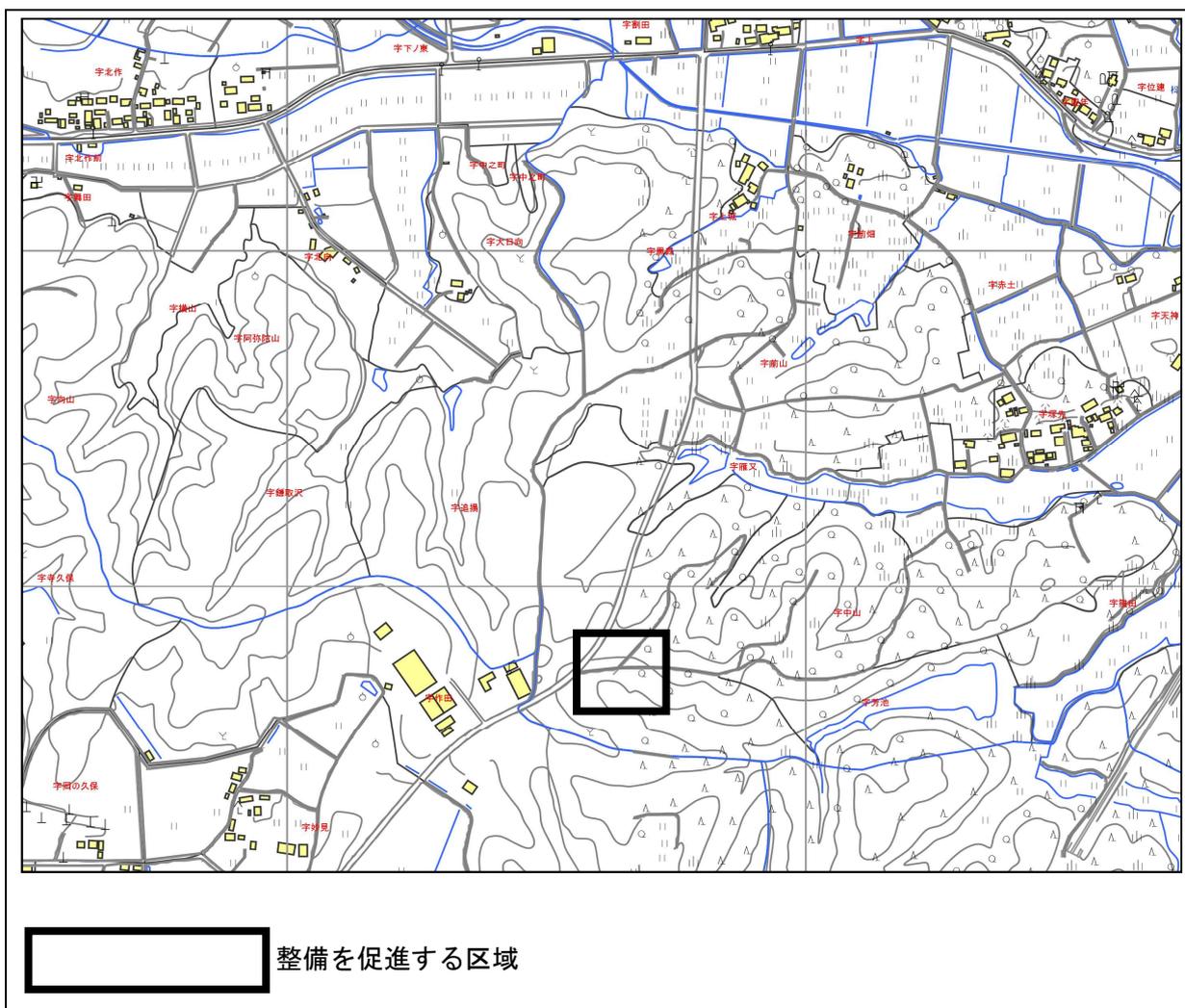
このような中、平成 26 年 5 月に、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）」が施行され、再生可能エネルギー発電を活用し、地域への利益等還元や、農業・農村の所得向上等を通じ、地域の活力向上や持続的発展に結びつけていくことが可能となった。

以上のことから、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針は、本市の自然環境の保全や調和に努めつつ、未利用地域資源を再生可能エネルギー源として有効活用することによる地域の農山漁村の活性化と、地球温暖化対策の促進に努めるものとする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	登記簿地目	面積 (m ²)	備考
須賀川市泉田字作田 4 1 - 1	山林	451.00	木質バイオマス発電施設
須賀川市泉田字作田 4 3 - 1	山林	1,797.00	同上

【位置図】



3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
木質バイオマス発電	640Kw	

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

番号	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
①	木質バイオマス発電事業者が地域内に賦存する未利用材等を、長期的かつ安定的に買い取ることにより、間伐等の森林整備が進められ、林業従事者の所得向上、雇用創出など林業の活性化に寄与する取組。	
②	木質バイオマス発電設備から発生する排熱または温水を農林産物栽培施設（ハウス等）に供給することにより、燃料高騰の影響を受けにくく、冬期においても経営可能な生産体系への転換を図るとともに、地域人材を積極的に雇用し、農家等の所得向上に寄与する取組。	
③	木質バイオマス発電事業者の売電収入実績の3%に相当する額を基本とし、須賀川市農山漁村再生可能エネルギー法協議会において協議し決定された額の市基金への拠出。	市は、拠出された基金を財源に、農林業を取り巻く環境改善や課題解決、地球温暖化対策のための各種施策を実施

6 自然環境の保全と調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し、配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生生物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼすことがないように、発電事業者は、必要に応じた影響の調査、検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、発電事業者は、地域住民や有識者から意見を聴取し、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

(3) 安全対策

風雨などによる発電設備の破損や土砂流出への対策といった安全性の確保等を行うよう必要な措置を講ずるとともに、問題が発生した際には、発電事業者は、責任をもって問題の解決を行うものとする。

(4) その他

基本計画で定める各再生可能エネルギー発電設備において、自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電に促進に際し配慮すべき重要事項として、個別に具体的な内容を定める必要が有るものについては、別途これを定める。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間約540万kWhの発電及排熱等供給による地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備計画の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

目標が達成されない場合、その原因分析を行い達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止または終了する場合は、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、設備整備事業者の責任において施設の撤去等の対策を行う。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、市のホームページにより広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと、市が実施する事業等に積極的に協力することなどの条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電に取り組むこととする。